

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則
に基づく適用除外確認要綱

令和 8 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この要綱は、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(平成 17 年 3 月 24 日規則第 37 号。以下「規則」という。)第 2 条で規定される適用除外施設について、事業者からの申請に基づき、市長が適用除外施設の要件を満たすかどうかを確認する手続きを定めるものである。

第 2 条 (定義)

この要綱で使用する用語は、次の定義による。

(1) 適用除外施設：規則第 2 条第 2 号、第 7 号又は第 8 号に該当する施設

(2) 認定等：以下に記した行政処分

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 9 条の 8 第 1 項及び 15 条の 4 の 2 の認定

②廃棄物処理法第 9 条の 9 第 1 項及び 15 条の 4 の 3 の認定

③廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 2 条の 3 第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号の指定

④資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号）第 11 条第 1 項の認定

⑤同法第 16 条第 1 項の認定

⑥特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 23 条第 1 項の

認定

⑦同法第 32 条第 1 項の指定

⑧使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第 10 条第 1 項の認定

⑨容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 15 条第 1 項の認定

⑩同法第 21 条第 1 項の指定

- ⑪プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）第 39 条第 1 項の認定
 - ⑫同法第 48 条第 1 項の認定
 - ⑬使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号）第 67 条第 1 項に規定される破砕業の許可
- (3) 業許可：廃棄物処理法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可
 - (4) 事業：本来は廃棄物処理法に基づく許可が必要であるが、認定等の特例により許可を取得せずに行うことができる事業
 - (5) 事業者：適用除外施設の設置又は変更を行う個人又は法人
 - (6) 滅失：廃棄物処理施設が災害又は老朽化に伴う解体等により失われた、又はそれと同等の状態
 - (7) 処理能力の増大：処理能力（産業廃棄物の積替保管施設にあっては保管することができる産業廃棄物の数量）の 10 パーセント以上の増大をいう。

第 3 条（適用除外施設の範囲）

規則第 2 条第 2 号及び 7 号又は第 8 号で規定される市長が認めるものは、以下のいずれかに該当するものとする。

(1) ケース①新規認定取得の場合

浜松市内に設置する事業場で新たに認定等を取得し、又は取得する見込みで当該認定等に基づく事業にのみ使用する施設を新たに設置する場合

(2) ケース②他自治体認定の場合

他自治体に設置している事業場で認定等を取得済みであり、その認定等に基づく事業にのみ使用する目的で浜松市内に初めて施設を設置する場合

(3) ケース③市内既認定・新規施設又は施設変更の場合

浜松市内に設置する事業場で既に認定等を取得している事業者が、新たに認定等に基づく事業にのみ使用する目的で新たに施設を設置する、又は認定等に係る既存施設を変更する場合

(4) ケース④受託事業者・新規施設の場合

認定事業者、又は認定等を取得する見込みの事業者から委託を受けている、又は委託を受ける見込みの事業者であって、業許可を取得せずに対象の認定等に基づく事業にのみ使用する施設を新たに設置する場合

(5) ケース⑤受託事業者・施設変更の場合

認定事業者から委託を受けている事業者が、業許可を取得せずに、対象の認定に基づく事業にのみ使用する施設を変更する場合

(6) ケース⑥滅失に伴う再設置の場合

災害又は老朽化に伴う解体等により廃棄物処理施設が滅失し、滅失前と同一の場所に廃棄物処理施設を設置する場合（滅失前の規模以下のものに限る。）

第2章 適用除外確認申請

第4条（申請者の範囲）

以下の者は、適用除外確認申請を行うことができる。

- (1) 認定等を受けた者
- (2) 認定等を受ける見込みの者
- (3) 認定等を受けた者、又は受ける見込みの者から委託を受け、廃棄物処理法の業許可を取得せずに認定等に係る業のみを行う者
- (4) 滅失した施設の設置者

第5条（申請書の記載事項）

適用除外確認申請書（様式第1号）には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）及び連絡先
- (2) 施設の所在地
- (3) 施設の種類
- (4) 対象となる廃棄物の種類
- (5) 適用を希望する除外ケース（第3条第1項の（1）～（6））
- (6) 認定等の取得状況（取得時期、認定官庁、認定番号等）
- (7) ケース⑥の場合：滅失の原因及び滅失年月日

第6条（添付書類）

適用除外確認申請書に添付する書類は、申請者の申請ケースに応じて、次のとおりとする。

【全ケース共通】

- (1) 施設の位置図及び平面図

- (2) 施設の概要を示す書類（規模、処理能力、処理方法等）
- (3) 事業内容を示す資料
- (4) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書又は定款

【ケース①（新規認定取得）】

- (5) 認定等を取得する見込みがあることを証する書類
 - ア 所管官公庁（国又は都道府県等）との事前協議資料、相談記録等
 - イ 認定等に係る申請書の写し又は申請予定時期を明示した書類
 - ウ その他認定取得見込みを示す書類

【ケース②（他自治体認定）】

- (5) 他自治体において認定等を取得していることを証する書類
 - ア 認定証等の写し
 - イ その他認定等の取得を示す書類
- (6) 浜松市内での施設設置が当該認定等に基づく事業であることを示す資料
 - ア 認定に係る事業計画書の概要
 - イ 本件施設が認定に係る事業内容に含まれることを示す書類

【ケース③（市内既認定・新規施設または変更）】

- (5) 市内で認定等を取得していることを証する書類
 - ア 認定証等の写し
 - イ その他認定等の取得を示す書類
- (6) 新規施設の場合：当該認定に係る新規施設設置の必要性を示す資料
- (7) 施設変更の場合：変更内容及び変更の必要性を示す資料
 - ア 変更前後の施設構造図、能力計算書
 - イ 処理能力の増減を示す比較表

【ケース④（受託事業者・新規施設）】

- (5) 委託する者が認定事業者、又は認定等を取得する見込みがあることを証する書類
 - ア 認定証等の写し
 - イ その他認定等の取得を示す書類
 - ウ 所管官公庁（国又は都道府県）との事前協議資料、相談記録等
 - エ 認定等に係る申請書の写し又は申請予定時期を明示した書類
 - オ その他認定取得見込みを示す書類
- (6) 委託を受けることが確実であることを証する書類

- ア 委託契約書（案を含む。）
- イ 委託確認書（認定事業者による署名・押印があるもの）
- ウ 覚書その他契約予定を示す書類

【ケース⑤（受託事業者・施設変更）】

- (5) 認定等を取得ていることを証する書類
 - ア 認定証等の写し
 - イ その他認定等の取得を示す書類
- (6) 有効な委託契約が存在することを証する書類
 - ア 委託契約書（発効済みのもの）
 - イ その他委託関係を示す書類
- (7) 施設変更の内容及び変更の必要性を示す資料
 - ア 変更前後の施設構造図、能力計算書
 - イ 処理能力の増減を示す比較表

【ケース⑥（滅失に伴う再設置）】

- (5) 滅失の事実を証する書類
 - ア 災害の場合
 - ・罹災証明書等
 - イ 老朽化の場合
 - ・修理では対応できないことを証する書類
 - ・入替をすることが合理的と判断できる書類
- (6) 新規施設が滅失前と同一の場所に設置されることを示す資料
 - ア 位置図、平面図（敷地境界が明示されたもの）
- (7) 新規施設が滅失前の規模以下であることを示す書類
 - ア 新規施設の構造図、平面図、能力計算書
 - イ 滅失前施設との処理能力等の比較表（面積、埋立容量、処理能力等）

第3章 確認手続き

第7条（確認方法）

市長は、適用除外確認申請書及び添付書類を受理したときは、次の事項について確認するものとする。

- (1) 申請者が第4条の申請者の範囲に該当するか
- (2) 申請ケースが第3条の適用除外施設の範囲に該当するか

- (3) 認定等の要件を満たしているか
 - ア 認定等が有効期間内であるか
 - イ 認定等の対象となる事業と本件施設が適合しているか
- (4) ケース④及びケース⑤の場合、事業者が廃棄物処理法の業許可を取得していないか
- (5) ケース④及びケース⑤の場合、委託契約が有効に存在するか
- (6) ケース⑥の場合、滅失の事実が確認できるか
- (7) ケース⑥の場合、新規施設が滅失前と同一の場所に設置されるか
- (8) ケース⑥の場合、新規施設が滅失前の規模以下であるか
 - ア 処理能力の比較
 - イ 施設規模（面積、埋立容量等）の比較
- (9) 添付書類が充分であるか

第 8 条（不適合の場合の対応）

前条の確認により、申請内容が適用除外の要件を満たさないと判断される場合は、市長は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 要件不適合であることを申請者に通知し、理由を明示する。
- (2) 申請者が要件を満たすよう書類追加又は修正で対応可能な場合は、その旨と修正内容の指示を行う。
- (3) 要件を満たすことが不可能な場合は、当該施設が浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成 17 年 3 月 24 日条例第 29 号。以下「条例」という。）の適用対象施設であることを通知し、市長は通常の事業計画書提出による条例の手続きを求めるものとする。

2 前項第 2 号の修正の求めに応じない場合、又は修正後も要件を満たさない場合は、第 1 号の規定を適用する。

第 9 条（確認通知書の交付）

市長は、適用除外施設の要件を満たすと確認した場合は、「適用除外確認通知書」（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

第 10 条（確認通知書の効果）

適用除外確認通知書の効力は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設が条例第 2 条第 5 号に規定する廃棄物処理施設の設置等に該当しないものであることを確認したものである。
- (2) 当該施設の設置に際して、条例第 5 条に規定される事業計画書の提出は不要である。
- (3) 当該施設にかかる廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項に基づく許可申請にあたっては、本確認通知書を当該申請書に添付して提出すること。
- (4) 適用除外確認通知書は、廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項に基づく許可申請にあたっての参考資料であり、廃棄物処理法の許可そのものを示すものではない。
- (5) 適用除外確認通知書の交付を受けた者は、当該通知書の写しを保管し、施設廃止時に返納するものとする。

第 11 条（有効期限）

適用除外確認通知書に有効期限は設定しない。ただし、第 12 条及び第 13 条に掲げる場合は、その効力を失うものとする。

第 4 章 事後確認及び変更手続き

第 12 条（施設変更時の確認）

適用除外確認通知書を受けた後、次に掲げる場合は、あらためて適用除外確認申請を行うか、又は市長に届け出なければならない。

- (1) ケース③及びケース⑤に該当する施設の変更を行う場合は、あらためて適用除外確認申請を行うものとする。
- (2) 認定等の内容が変更された場合は、速やかに市長に届け出るものとする。
- (3) その他確認通知書の内容に影響を及ぼす変更が生じた場合は、市長に届け出るものとする。

2 前項第 2 号及び第 3 号の届出がない場合は、第 13 条第 4 号の規定を適用することができる。

第 13 条（適用除外の喪失）

次のいずれかに該当する場合は、適用除外確認通知書の効力を失うものとする。

- (1) 認定等が取り消された、失効した、又は無効となった場合

(2) ケース④及びケース⑤に該当する事業者が、廃棄物処理法の業許可を取得する場合

(3) ケース④及びケース⑤に該当する事業者が、委託契約を解除した、又は解除される場合

(4) その他条例の適用除外要件を満たさなくなった場合

(5) 第 12 条に基づく届出を行わなかった場合、又は虚偽の届出をした場合

2 前項各号のいずれかに該当することになった事業者は、速やかに市に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告を受けたときは、当該事業者に対し、条例第 5 条の規定により事業計画書の提出を求めることができる。

4 当該事業者が適用除外の要件を満たさなくなった時点から条例の適用対象施設となることを通知するものとする。

第 14 条（その他）

この要綱に定めるもののほか、適用除外確認手続きに関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（あて先）浜松市長

住所
 氏名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

適用除外確認申請書

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第2条で規定される適用除外施設に該当するため、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則に基づく適用除外確認要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

記

施設の所在地		
施設の種類		
対象となる廃棄物の種類		
適用を希望する除外ケース *該当する番号を○で囲むこと		1 新規認定取得 2 他自治体既認定（浜松市内新規設置） 3 市内既認定・新規施設又は施設の変更 4 受託事業者・新規施設 5 受託事業者・施設変更 6 滅失に伴う再設置
認定等の取得状況	取得時期	
	認定官庁	
	認定番号等	
ケース⑥のみ	滅失の原因	
	滅失の年月日	

様

浜松市長

適用除外確認通知書

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則に基づく適用除外確認要綱第9条の規定により、 年 月 日付で適用除外確認申請のあった下記の施設については、適用除外施設と確認したので通知します。

記

1. 施設の種類

2. 施設の設置場所